本人合人重其 ノノ員八明 表員計十禁他 言事ノ年治 載二中六錮ハ 渡由言二十 ニア渡百六鮮海 ス十×年ノ無 ル年印 = 內罪 係ル人三年 治所ニヲ六十免 ルニ員十以 者由ョ人降 ニュー附人七訴 十外人スハナ全 アルリ十各 女一清十ル輕六免年間れ来林ノ海 ル但常九年 國九者禁ノ減 ヲ執ニ年死 四 同上年の獄兩等 以行少二刑 一海二刑=年無 テ人數百ヲ 正員十三執 一及四法處=科 十朝人第》各藥 シハル十行 女年鮮十百夕一却 ク其ハーセ 對年闕人ラ 國八二ル人消 同駐年條內小減 照言席ニレ 十個二二人國軍ヲ シ渡裁十シ 難ヲ判年人 +受或=員 九事人リビ獄フ 女年ノ十附外ニ モケハ九ハノタ上十十 處七加患又 同斷年刑二輕 ナル告七六 十二二ノ關禁 リ者二人年 係九ミス錮 女年被ナ言罪内 ミリ十六 告リ渡ノ二人シ者十 アノ年一 七擧年グ 前叉十七 年八人年又執ナニ ハ行リ五 々病執二 年死行人 ス = 年》

2

			-																			
		1	同	同	同	同	明		總	一 年 月 週 ケ 一 常 本 隊 チ 離	し、	死屍				-	共	產!		9	作	
V	A m L 4	1	11				治		是世	サ擅ニ	歸休兵	チ官ニ	-	ナ家	船舶	決		ノ失罪外	建次	3 h	F	
	キ罪氏と						ALL X		18	職役若クハ屯營本隊チ離	、豫備	申告、	==-			水	失					
	ノハヲ	言	+	+	+	+	1	內	が見る	が、市	俊備 兵	セズ竊	5		覆	100 m		他	火チ放テ人ノ住居と			
	ハ大區 に		六	+	八	九	+		大型	營本以	徵集	三型三		シ及じ動	役ス	,		1	焼火は	*		
	ホ刑ス	員					<	女男	計	け、サー酸性	期ニ	内二埋		動植物	N	THE STATE OF THE S	* 1	放		17	伏	
	其法ルト		年	年	_	年	年一	20		V	二後	葬	果	物	罪	罪	火	火	ザ	死	*	-
	譯節由:	控	八四二一一	1111111	四九四	七九五五	111111	五六二	X =		1	12	五五二十	1	1	1	1		1	死刑無	1	-
	ヲ目ナー			1三三二六二、〇四1	四八一一、	六二、	1、1日本中1、1	一五九	七五				九五	4	1		1	1	五	無期有		
	グ據他	告	八五七	四一四	一九七一	大000	一大三	四二八	140	11	1	15	*	1	1	1	1	1	±	期	刑處	1
	即ル表	寺ニ	五八九	九二二	一、一九七一、〇六二一、二八七九六、二九二	七九五二六一、六〇〇一、二二五一、三二九八九、六七一	九〇二	大三三七三	七〇六		1	188	三九三	1	1	1	1	五	五五	重	憝	
	謀一之				二三人	Trimin 1			六九五		1	133	三〇五	1		1	1			輕	役	The second second
	殺節ニ故ノ同	ツ他	五六五九四、六四七	九四四八三、三七六	七九六、	九八九、	九二九七三、九九〇	六六六五八、六〇〇二九十、〇八二				7	五四八、			-1		*	四	重	些	
		7	六四七	三七六	二九二	六七一	九九〇		六四、六八二	一块	1-	1	四八、五〇〇	四三一	1	=	1	0	H			
		裁判	六二八	六三六	七四九	九六四	田本中	七八一三、三九七	八九九		五六七	12	i	1	1	1	1	1	1	111	錮开	1
	創用	所	五、四〇六	六、七八	五、八七	九六四五、三九九	七七三四、六二1	三、三九七六	四、一六二		1	1	三二八	HOE	1		一、五六三	1	1	晋金	Territoria	
		ニテ		六三六六、七八九一、四三〇二、九〇七	五、八七八一、二二九											_	=		-	指	ij	
	ノ甚	再	一、七〇八一、一四〇	mo II		八三六	六四五	五九九九	五八八八				二十七	Ī			1	=		智和		
		ビ裁	一四〇	九〇七	一つの三五	六八四	大二0	二三七〇	五〇一	111	1	E	三八五	四三	1	1	二七八	1	1	米	7	The state of the s
	1+	判	四三	一九	九	-	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	相翁	三	4
	如リシテ	セシ	一〇五、八	九八、四	一〇九、三六八	四、1101	八四、	大大、	七三、				五三つ				7			青	H	September 1
	統	者		四九二二二〇	三大八	四四四	八四、二二〇	大大、〇二九七、二五〇	七三、二七九	_17	五六七	12	五二、八六四	六九〇	1	三回	一、八四一	四八	三八		1	-
	THE RESIDENCE OF THE PARTY OF T	ハ其	六二三二	0	7,0	<u>X</u>	四九	1=	133		1	-10	E	A	1	1	1	-	1	一道	離	
1	品	數			14		_				L	1				Al.	4		1	サニ送	ハ豫語川の	- SE -]
	分ヲ	重複	二九七、六一九	六七八、一〇三 一〇六、七九	七〇八〇二二一一七、五三二	コロセ、コミー、コロル、六五	五、九	— 四 四 · 十	五五二	1 1			大三、五二				1				其	E .
		ス	CONTRACTOR OF THE PERSON NAMED IN	1011	0111	==	五九一四	四、七六七	五二四四	11	Ξ		五二	六九	1	五	八六	九	0		他	
	スベ	ト雖	1 一三、大四五	一〇六、	一七、	一〇九、	く九〇、	七、七	七八、	1 1			五六、四二				-		A		合	
	~	织压	六四八	七九一	五三二	六五一	九〇二〇五	七、八四二七、七二八	七八、五七〇	1 10	五七九		四二二	七五九	182	三九	、九二七	五七	四八		計	The same of

六六四

罪ルス對ニ産財

罪

	7 强 竊				ノ姦猥 罪淫褻				語ノ所為す行を因った。 一般 ニ 開				本夫姦夫姦婦			創殿	響	8							
たこりなる サギを	を 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	强盗婦女ヲ强姦ス	强盗人ヲ殺傷ス	地大地	盗ノ罪	計	トの対象を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表	同未遂	電勵親ヲ謀殺シ又ハ故殺ス	十二歳ニ滿ザル幼者ヲ姦淫	十二歳三滿ザル幼者ヲ强姦	十二歳以上ノ婦女ヲ强姦ス	婦女チ強姦シ因テ死ニ致ス	為子行也因子死二致ス	マテ殿打拷青	校ニ關スル罪	夫姦婦チ殿打創傷シ因テ死	ナ故殺セント	姦夫姦婦ヲ故殺ス	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	人チ殿打創傷シ因テ篤狭ニ	人チ殿打創傷シ因テ死ニ致	謀殺故殺チ行日誤テ他人チ	謀殺チ行は誤テ他人ヲ殺ス	
	Х	村	五	11	1	三八	_+	1	Х	1		1	-1	4	学	I	1	1	1	1	1	1	1	1	
发音	四二	九	=======================================	= 1	14	五五五	= 5	į.	=	1	1	1	H-	1.0	I M	1	1	1	1	_		1	1	-	
目目	九一	P	х-	三八七	1		= 1	四		1	1	1	1			1	Ť	1	1	1	To the second	-	1	1	
9	元	F	六	1100	1	1七0	1	E			=	1				=	1	1	1	1	1	三八	1	1	-
	四六	1	五	<u>X</u>	五四	八八八	1=	1		=	_	六	A I	HOLE		1	4	1	1	_	1	四	-	1	
		1	1	八八八	六	九八八	1			1	1	Д			四	1	Δ		五	I	U	五四	1	1	
	1	I	1	11		1	1	1	1	1	1	1	-1		10	1	1		1	M	1	1	1	1	
	1	社		1		-	1	1			1	1	-1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	1	計		1		-	1	<u> </u>	1		1	1				1	1	11	1		1	-	1	1	-
	1											10 1			17	-	44	NI N	+		同				
	三天	九	二大二	九五九	八二	五七二	五	五.	=	=	Ξ	प्प	7-		五	=	-		五	A =	无	三五	_	-	
	1	7			1	1.	1-	1	11	1	1		=		13	1		到		<u>k</u> +	1	1	1	1	
	111	催-	四四	九三	t	七三	=	-	=	1	1	_	-1	À	1	1	1	1	1	1	1	*	1	1	- 2
六六七	10	1	1	-	1.			1		1	1					-			1		III				-
u	天	9		-	1.0	=							明	. CT	100			加加			政政	-	1		
	二六八	10	二七六	一、○五三	八九	六四七	t	A	一四	=	=	H			Ħ.	=	_	_	五	=	-	一六二	_	-	

對

=

ス

	骨豊	身	職官更濟	罪ノ	マヨイン害り	言	罪スル	チ靜害謐		建	明治
*	リ 故 罪 殺 同ルメ重同	謀 殺 故同謀	官吏財	私印私書	ノ対	貨幣コ	往來通信	四位逃走人	罪	第	十八年
	未為ビリチスストラルスストルシャンストルシャンストルンストルンストルンストルンストルンストルンストルンストルンストルンストル	未發遂殺	產一對	育ヲ偽造	書ヲ偽造	ヲ偽造	10 ラ 妨害	7罪及ビ罪人力		第三一三	一九一
	殺ステ其罪サ免	(毒殺八)	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	スル罪	チ藏匿スル	狀	對	三、田七二
	斯 人 禁 答	岩	- 1	1			FII		死刑	密 裁	三、七六三
	刑=年課	九大三	P.		大百分		11	11	無。。	判重罪	
	第十谷辈	元 元 七	N	一一	TT	112	Ĭ	131	有刑処	被告	MO
8	州人中世	T E H		心也	- =	六五	11		重懲	人罪	111
	1 1 5	* 7	西五	大 五	九四九	<u>M</u>	11	11	輕役	狀	三二六四
	下門里	人可引	五四	三0六 六	七二七	七二	11	1 1	重禁刑	言	
	小思区上明上侧上侧	131		1 1	A 3 .		1		輕錮	渡區	二九一
	一般間し								金拘	分	
	1 内果玉	大型件						1 1	日 本 省		七八
	二、独	是是同	P.	*	12 -1				計	V	
	<u> </u>	美 	九九	大三七	元 九	五			達管轄	明治	
AL.			=	一九八五					無罪	= +	四01
	+ *	* = =	-	九一	= *	pu	=	11	等葉兒却訴	1-	
	1 将 本	111/1		111	111		pq pq	11	置場懲留治	年	×°o≡1
	- M =		11111	八四四二七	四二二	二二九			合計		大四四二
	- M E	五 五 六	=	四七	三大	九	六 四		111		

次

前年ノ残

本

年 合

計

ポニョリ外決ニョリ外決ニョリ判決ニョリョリ故障申立前年ノ残本年合檢察官ノ請係審判事ノ會議局ノ大審院ノ関席裁判三前年ノ残本年合